

医 第 2 3 1 5 号  
令和 3 年 3 月 2 5 日

各原子力災害拠点病院長  
各原子力災害医療協力機関の長  
各 関 係 市 長 様  
各 消 防 本 部 消 防 長

島根県健康福祉部医療政策課長

島根県災害時医療救護実施要綱（原子力災害対策編）の改正について（通知）

平素から、本県の保健医療行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて別添のとおり改正しましたので送付いたします（概要については別添『改正概要』をご参照ください）。

#### 記

#### 1 添付文書

- (1) 島根県災害時医療救護実施要綱（原子力災害対策編）（令和3年3月改正）
- (2) 新旧対照表

#### 【お問い合わせ】

医療政策課地域医療支援第二グループ  
TEL0852-22-5688 FAX0852-22-6040

# 島根県災害時医療救護実施要綱 (原子力災害対策編)

## 改正概要

- 「島根県保健医療調整本部」の設置及びこれに伴い現在保健所に設置されている「地域災害医療対策会議」が「地域災害保健医療対策会議」に改組されたことによる改正  
(「保健医療調整本部」及び「地域災害保健医療対策会議」については「島根県災害時医療救護実施要綱(風水害等対策・震災編)」に詳細を規定)
- 現状に即した所要の改正

### [改正箇所]

- ・ P 4、5、22、24、43、44、45  
「地域災害保健医療対策会議」に変更
- ・ P 11  
「原子力災害拠点病院等の施設要件」の全部改正に伴い「平成 30 年 7 月 25 日原子力規制庁」に変更
- ・ P 21  
保健医療調整本部を明記
- ・ P 21  
安定ヨウ素剤(散剤)の取扱いがなくなったため「液剤調整指示」を削除
- ・ P 30  
「様式 1スクリーニング測定記録票」に訂正
- ・ P 31  
「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」の修正に伴い「平成 29 年 1 月 30 日原子力規制庁放射線防護企画課」に変更
- ・ P 48  
元号「令」の追加

島根県災害時医療救護実施要綱（原子力災害対策編）（案） 新旧対照表

新（令和3年3月版）	旧（平成28年3月版）	備考
<p data-bbox="389 316 784 395">島根県災害時医療救護実施要綱 （原子力災害対策編）</p> <p data-bbox="163 507 333 539">令和3年3月</p> <p data-bbox="163 703 259 778">目次 〔略〕</p> <p data-bbox="163 847 416 922">第1編 要綱の概要 〔略〕</p> <p data-bbox="163 991 409 1066">第2 要綱の性格等 〔略〕</p> <p data-bbox="163 1086 629 1118">3 他の法令に基づく計画等との関係</p> <p data-bbox="163 1134 1005 1310">本要綱は、県防災計画のうち医療救護対策に関して、総合的かつ基本的な事項を定めるものである。したがって、本要綱は、基本法第40条に規定する県防災計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。</p> <p data-bbox="163 1326 1005 1453">また、本要綱は、「島根県災害時医療救護実施要綱」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、本要綱に定めのない事項については「島根県災害時医療救護実施要綱（風水害等対策・震災編）」</p>	<p data-bbox="1263 316 1657 395">島根県災害時医療救護実施要綱 （原子力災害対策編）</p> <p data-bbox="1030 507 1218 539">平成28年3月</p> <p data-bbox="1030 703 1126 778">目次 〔略〕</p> <p data-bbox="1030 847 1283 922">第1編 要綱の概要 〔略〕</p> <p data-bbox="1030 991 1276 1066">第2 要綱の性格等 〔略〕</p> <p data-bbox="1030 1086 1496 1118">3 他の法令に基づく計画等との関係</p> <p data-bbox="1030 1134 1872 1310">本要綱は、県防災計画のうち医療救護対策に関して、総合的かつ基本的な事項を定めるものである。したがって、本要綱は、基本法第40条に規定する県防災計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。</p> <p data-bbox="1030 1326 1872 1453">また、本要綱は、「島根県災害時医療救護実施要綱」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、本要綱に定めのない事項については「島根県災害時医療救護実施要綱_____」によるものとする。</p>	<p data-bbox="1912 507 2074 587">改正年度に変更</p> <p data-bbox="1912 1326 2074 1453">（風水害等対策・震災編）を追記</p>

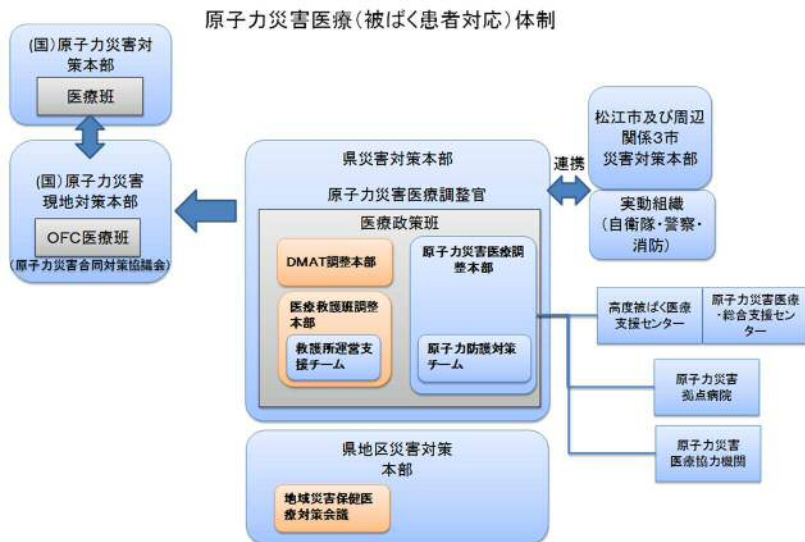
<p>によるものとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>5 要綱の用語</p> <p>(3)医療関係機関……島根県原子力災害医療関係機関連絡会議を構成する機関のうち、<u>県、市町村及び事業者</u>を除く機関。</p> <p>第2編 原子力災害医療事前計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第2 平時における連携体制</p> <p>原子力災害医療においては、各医療機関等がそれぞれの役割を担うことが必要となるが、<u>県、市町村、医療関係機関及び防災関係機関</u>が相互に連携を図ることにより、効果的な応急時対応が可能となる。</p> <p>平時から医療関係機関等の連携を強化するために、<u>県レベル</u>においては、<u>県、市町村及び医療関係団体</u>で構成する災害医療関係機関連絡会議を設置しており、各地域レベルにおいても、保健所を中心に地域内の医療関係団体、災害拠点病院及び市町村で構成する<u>地域災害保健医療対策会議</u>を設置し、それぞれで緊密な連携体制を構築するとともに、災害医療体制に係る情報共有や意見交換を行う体制を整えている。</p> <p>〔略〕</p> <p>○<u>県及び地域での会議</u></p>	<p>〔略〕</p> <p>5 要綱の用語</p> <p>(3)医療関係機関……島根県原子力災害医療関係機関連絡会議を構成する機関のうち、<u>県及び市町村</u>を除く機関。</p> <p>第2編 原子力災害医療事前計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第2 平時における連携体制</p> <p>原子力災害医療においては、各医療機関等がそれぞれの役割を担うことが必要となるが、<u>県、市町村、医療関係機関及び防災関係機関</u>が相互に連携を図ることにより、効果的な応急時対応が可能となる。</p> <p>平時から医療関係機関等の連携を強化するために、<u>県レベル</u>においては、<u>県、市町村及び医療関係団体</u>で構成する災害医療関係機関連絡会議を設置しており、各地域レベルにおいても、保健所を中心に地域内の医療関係団体、災害拠点病院及び市町村で構成する<u>地域災害</u>医療対策会議を設置し、それぞれで緊密な連携体制を構築するとともに、災害医療体制に係る情報共有や意見交換を行う体制を整えている。</p> <p>〔略〕</p> <p>○<u>県及び地域での会議</u></p>	<p><u>県、市町村及び事業者</u>に変更</p> <p><u>地域災害保健医療対策</u>会議に変更</p> <p><u>地域災害保健医療対策</u>会議に変更</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>会議名称</th> <th>構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td>災害医療関係機関連絡会議</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>原子力災害医療関係機関連絡会議</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>		会議名称	構成	県	災害医療関係機関連絡会議	〔略〕	原子力災害医療関係機関連絡会議	〔略〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>会議名称</th> <th>構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td>災害医療関係機関連絡会議</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>原子力災害医療関係機関連絡会議</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>		会議名称	構成	県	災害医療関係機関連絡会議	〔略〕	原子力災害医療関係機関連絡会議	〔略〕	<p><u>地域災害保健医療対策</u>会議に変更</p>
	会議名称	構成																
県	災害医療関係機関連絡会議	〔略〕																
	原子力災害医療関係機関連絡会議	〔略〕																
	会議名称	構成																
県	災害医療関係機関連絡会議	〔略〕																
	原子力災害医療関係機関連絡会議	〔略〕																

地 域	地域災害保健 医療対策会議	〔略〕	地 域	地域災害____ 医療対策会議	〔略〕	「原子力災害拠点病院等の施設要件」全部改正年度に修正  地域災害保健医療対策会議に変更					
第2章 原子力災害医療体制の整備 〔略〕  第2節 原子力災害医療体制の整備 〔略〕  第2 拠点病院の指定、協力機関の登録 1 拠点病院の指定、協力機関の登録 県は、「原子力災害拠点病院等の施設要件」（平成30年7月25日原子力規制庁。以下「施設要件」という。）に定める要件を満たす医療機関を、原子力災害拠点病院として指定し公表する。 〔略〕  第3編 緊急事態応急対策 第1章 総論 〔略〕  第4 関係機関等の体制及び役割			第2章 原子力災害医療体制の整備 〔略〕  第2節 原子力災害医療体制の整備 〔略〕  第2 拠点病院の指定、協力機関の登録 1 拠点病院の指定、協力機関の登録 県は、「原子力災害拠点病院等の施設要件」（平成27年6月__日原子力規制庁。以下「施設要件」という。）に定める要件を満たす医療機関を、原子力災害拠点病院として指定し公表する。 〔略〕  第3編 緊急事態応急対策 第1章 総論 〔略〕  第4 関係機関等の体制及び役割								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="165 1225 327 1273">主体</td> <td data-bbox="327 1225 584 1273">体制</td> <td data-bbox="584 1225 1016 1273">主な役割</td> </tr> </table>			主体	体制	主な役割	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1039 1225 1200 1273">主体</td> <td data-bbox="1200 1225 1458 1273">体制</td> <td data-bbox="1458 1225 1890 1273">主な役割</td> </tr> </table>			主体	体制	主な役割
主体	体制	主な役割									
主体	体制	主な役割									

県災害対策本部 <u>〔保健医療調整本部〕</u> (医療政策班)	〔略〕	〔略〕	県災害対策本部 <u>〔医療政策班〕</u>	〔略〕	〔略〕	<u>〔保健医療調整本部〕</u> を追記  散剤の取扱いがなくなったため削除  <u>地域災害保健医療対策会議</u> に変更
原子力災害医療調整本部	〔略〕	〔略〕	原子力災害医療調整本部	〔略〕	〔略〕	
原子力防護対策チーム	〔略〕	〔略〕 ・安定ヨウ素剤の追加配備 <u>〔削除〕</u>	原子力防護対策チーム	〔略〕	〔略〕 ・安定ヨウ素剤の追加配備、 <u>液剤調整指示</u>	
県DMAT調整本部	〔略〕	〔略〕	県DMAT調整本部	〔略〕	〔略〕	
県医療救護班調整本部	〔略〕	〔略〕 ・地域災害 <u>保健医療</u> 対策会議との連携 〔略〕	県医療救護班調整本部	〔略〕	〔略〕 ・地域災害____医療対策会議との連携 〔略〕	

	医療 救護 所運 営支 援チ ーム	〔略〕	〔略〕 ・避難所開設地域の地域災害 保健医療対策会議との連携 〔略〕		医療 救護 所運 営支 援チ ーム	〔略〕	〔略〕 ・避難所開設地域の地域災害____ 医療対策会議との連携 〔略〕	
県地区災 害対策本 部 (保健 班)	〔略〕	〔略〕 ・地域災害保健医療対策会議 の開催(救護所設置、病院避 難受入を行う地域に限る。)		県地区災 害対策本 部 (保健 班)	〔略〕	〔略〕 ・地域災害____医療対策会議の 開催(救護所設置、病院避難受 入を行う地域に限る。)		
地域災 害保健 医療対 策会議	〔略〕	〔略〕		地域災 害____ 医療対 策会議	〔略〕	〔略〕		
〔略〕				〔略〕				

第5 災害時医療救護連携体制



第2章 被ばく患者への対応

〔略〕

第2節 医療機関における活動

第1 医療機関における身体汚染検査及び簡易除染

〔略〕

3 身体汚染検査

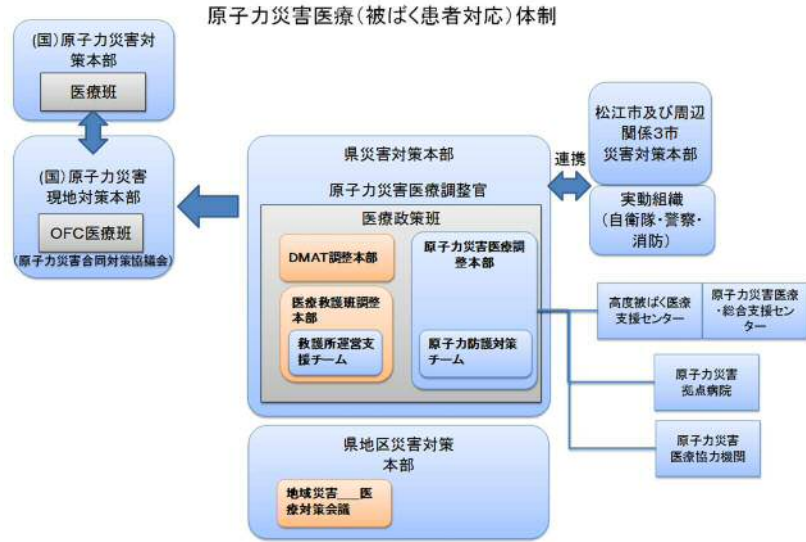
〔略〕

②身体汚染検査方法は以下による。

〔略〕

・測定部位は、様式1の「スクリーニング測定記録票」に定めるところの身体又は衣服の表面6箇所を中心として、周辺を測定器をゆっくり移動させながら(1~6cm/s)測定する。

第5 災害時医療救護連携体制



第2章 被ばく患者への対応

〔略〕

第2節 医療機関における活動

第1 医療機関における身体汚染検査及び簡易除染

〔略〕

3 身体汚染検査

〔略〕

②身体汚染検査方法は以下による。

〔略〕

・測定部位は、様式3の「スクリーニング測定記録票」に定めるところの身体又は衣服の表面6箇所を中心として、周辺を測定器をゆっくり移動させながら(1~6cm/s)測定する。

「県地区災害対策本部」>「地域災害保健医療対策会議」に修正

誤字修正



<p>〔略〕</p> <p>⑤簡易除染</p> <p>・簡易除染の方法は、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（平成29年1月30日原子力規制庁放射線防護企画課）」によるものとする。ただし、流水による除染が必要な場合においては、診察室での除染・処理に委ねるものとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>第4章 救護所の設置運営</p> <p>〔略〕</p> <p>第2節 救護所の設置</p> <p>第1 活動体制の確立</p> <p>〔略〕</p> <p>(2) 県（保健所）では、自然災害時と同様に、地域災害保健医療対策会議を設置し、避難住民の受入状況等についての情報共有を行う。なお、<u>地域災害保健医療対策会議</u>においては、避難住民を受け入れる市町村（以下「受入自治体」という。）のほか、避難を行う市（以下「避難自治体」という。）も加えるものとする。</p> <p>第2 避難所の設置</p> <p>◆実施機関 市町村、保健所（<u>地域災害保健医療対策会議</u>）</p> <p>〔略〕</p> <p>(2) 受入自治体において、避難住民の医療ニーズに対応できない場合においては、保健所（<u>地域災害保健医療対策会議</u>）へ支援を要請する。</p> <p>(3) 保健所（<u>地域災害保健医療対策会議</u>）は、受入自治体の要請を</p>	<p>〔略〕</p> <p>⑤簡易除染</p> <p>・簡易除染の方法は、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（平成27年3月31日原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課）」によるものとする。ただし、流水による除染が必要な場合においては、診察室での除染・処理に委ねるものとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>第4章 救護所の設置運営</p> <p>〔略〕</p> <p>第2節 救護所の設置</p> <p>第1 活動体制の確立</p> <p>〔略〕</p> <p>(2) 県（保健所）では、自然災害時と同様に、地域災害___医療対策会議を設置し、避難住民の受入状況等についての情報共有を行う。なお、<u>地域災害___医療対策会議</u>においては、避難住民を受け入れる市町村（以下「受入自治体」という。）のほか、避難を行う市（以下「避難自治体」という。）も加えるものとする。</p> <p>第2 避難所の設置</p> <p>◆実施機関 市町村、保健所（<u>地域災害___医療対策会議</u>）</p> <p>〔略〕</p> <p>(2) 受入自治体において、避難住民の医療ニーズに対応できない場合においては、保健所（<u>地域災害___医療対策会議</u>）へ支援を要請する。</p> <p>(3) 保健所（<u>地域災害___医療対策会議</u>）は、受入自治体の要請を</p>	<p>マニュアルの修正に伴う変更</p> <p>地域災害保健医療対策会議に変更</p>
---	--	---

<p>を受け、救護所の運営に必要なスタッフや資機材等の調整を行う。</p> <p>(4) 保健所（地域災害保健医療対策会議）は、救護所の設置・運営に広域的な支援が必要な場合には、県（救護所運営支援チーム）に支援を要請する。</p> <p>第3節 広域的な支援</p> <p>第1 関係団体への支援要請</p> <p>◆実施機関 県（救護所運営支援チーム）、保健所（<u>地域災害保健医療対策会議</u>）、協力機関等</p> <p>(1) 県（救護所運営支援チーム）は、保健所（<u>地域災害保健医療対策会議</u>）からの支援要請を受け、あらかじめ登録された協力機関に支援を要請する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第4 公衆衛生活動への円滑な移行</p> <p>◆実施機関 保健所（<u>地域災害保健医療対策会議</u>）</p> <p>(1) 保健所（<u>地域災害保健医療対策会議</u>）は、避難所・救護所の状況や医療ニーズの把握と関係者間での情報共有に努める。</p> <p>(2) 避難所・救護所の状況に応じて、早い段階から生活・健康相談や心のケア、感染症の防止対策などの実施の必要性が想定されるため、保健所（<u>地域災害保健医療対策会議</u>）に対して救護所の活動状況を逐次報告するとともに、情報の分析に努める。</p> <p>〔略〕</p> <p>第5章 他道府県の原子力災害における対応</p> <p>〔略〕</p>	<p>を受け、救護所の運営に必要なスタッフや資機材等の調整を行う。</p> <p>(4) 保健所（地域災害__医療対策会議）は、救護所の設置・運営に広域的な支援が必要な場合には、県（救護所運営支援チーム）に支援を要請する。</p> <p>第3節 広域的な支援</p> <p>第1 関係団体への支援要請</p> <p>◆実施機関 県（救護所運営支援チーム）、保健所（地域災害__医療対策会議）、協力機関等</p> <p>(1) 県（救護所運営支援チーム）は、保健所（地域災害__医療対策会議）からの支援要請を受け、あらかじめ登録された協力機関に支援を要請する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第4 公衆衛生活動への円滑な移行</p> <p>◆実施機関 保健所（地域災害__医療対策会議）</p> <p>(1) 保健所（地域災害__医療対策会議）は、避難所・救護所の状況や医療ニーズの把握と関係者間での情報共有に努める。</p> <p>(2) 避難所・救護所の状況に応じて、早い段階から生活・健康相談や心のケア、感染症の防止対策などの実施の必要性が想定されるため、保健所（地域災害__医療対策会議）に対して救護所の活動状況を逐次報告するとともに、情報の分析に努める。</p> <p>〔略〕</p> <p>第5章 他道府県の原子力災害における対応</p> <p>〔略〕</p>	<p>地域災害保健医療対策会議に変更</p>
---	--	------------------------

様式1 スクリーニング測定記録票

ふりがな 氏名					
男 女	生年月日	明 大 昭 平 令	年 月 日生		
現住所					
検査日時 場所 測定者	年 月 日	(サイン)			
サーベイメータの形式					
サーベイメータの管理番号		身体汚染状況測定結果			
負傷	<input type="checkbox"/> 要 救急処置	(着用中の衣服を含む) 必要ならば図中にも記入			
	<input type="checkbox"/> 要 介 護				
	<input type="checkbox"/> 無	スクリーニング計数率			
病 気 そ の 他 (妊 娠)	<input type="checkbox"/> 要 救急処置	部 位	以 上	以 下	
	<input type="checkbox"/> 要 介 護		( min <sup>-1</sup> )		
	<input type="checkbox"/> 処置を要しない	A(頭 部)			
安定ヨウ素剤の服用	有 ( 月 日 時 ) 無 錠	B(顔(特に鼻腔))			
		C(両 肩)			
一次診断除染処置 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不 要		D(両手の掌)			
		E(両手の甲)			
		F(服及びズボンのポケット)			
外部被ばく推定線量 ・全身 mSv		G(その他)			
		(注) <input type="checkbox"/> バックグラウンドを含む <input type="checkbox"/> 正味計数率			
スクリーニングレベル	Bq/cm <sup>2</sup> ( min <sup>-1</sup> β γ)				
換算の係数	Bq/cm <sup>2</sup> ・min <sup>-1</sup>				
バックグラウンド計数率	min <sup>-1</sup>				

様式1 スクリーニング測定記録票

ふりがな 氏名					
男 女	生年月日	明 大 昭 平 令	年 月 日生		
現住所					
検査日時 場所 測定者	年 月 日	(サイン)			
サーベイメータの形式					
サーベイメータの管理番号		身体汚染状況測定結果			
負傷	<input type="checkbox"/> 要 救急処置	(着用中の衣服を含む) 必要ならば図中にも記入			
	<input type="checkbox"/> 要 介 護				
	<input type="checkbox"/> 無	スクリーニング計数率			
病 気 そ の 他 (妊 娠)	<input type="checkbox"/> 要 救急処置	部 位	以 上	以 下	
	<input type="checkbox"/> 要 介 護		( min <sup>-1</sup> )		
	<input type="checkbox"/> 処置を要しない	A(頭 部)			
安定ヨウ素剤の服用	有 ( 月 日 時 ) 無 錠	B(顔(特に鼻腔))			
		C(両 肩)			
一次診断除染処置 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不 要		D(両手の掌)			
		E(両手の甲)			
		F(服及びズボンのポケット)			
外部被ばく推定線量 ・全身 mSv		G(その他)			
		(注) <input type="checkbox"/> バックグラウンドを含む <input type="checkbox"/> 正味計数率			
スクリーニングレベル	Bq/cm <sup>2</sup> ( min <sup>-1</sup> β γ)				
換算の係数	Bq/cm <sup>2</sup> ・min <sup>-1</sup>				
バックグラウンド計数率	min <sup>-1</sup>				

元号(令和)  
追加

<p>島根県災害時医療救護実施要綱 (原子力災害対策編)</p> <p><u>令和 3</u>年 3 月</p>	<p>島根県災害時医療救護実施要綱 (原子力災害対策編)</p> <p><u>平成 28</u>年 3 月</p>	<p>改正年度に 変更</p>
--	---	---------------------

(了)